

平成26年度第4回秋田市社会福祉審議会児童専門分科会
(秋田市子ども・子育て会議)会議録

1 日時 平成26年12月16日(火)午後1時30分～午後3時10分

2 場所 サンパル秋田 学習室1

3 出席者

(1) 委員(14人)

柴田誠会長、廣嶋禮治副会長、小野誠委員、金持史宣委員、佐藤チエ子委員、
讃岐信孝委員、鈴木真喜子委員、玉木克弥委員、中川聖子委員、湊元志委員、
古田由美子委員、山崎明美委員、山崎純委員、渡辺丈夫委員

(2) 事務局

佐々木吉丸子ども総務課長、碓谷阿津子子ども新制度担当課長、
加藤育広子ども育成課長、奈良美奈子子ども健康課長、
赤上智子ども未来センター所長、ほか関係職員

4 傍聴者 4人

5 会議の内容

開会

議事

(1) (仮称)秋田市子ども・子育て支援事業計画素案について

(2) 施設認可について

(3) その他

閉会

6 議事要旨

柴田誠会長

それでは、本日の議事の(1)(仮称)秋田市子ども・子育て支援事業計画素案
について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいた
します。

山崎純委員

総論編の第2章では、子どもと子育て家庭を取り巻く状況が整理されていますが、

本市においても少子化が大きな課題であり、未婚化・晩婚化の進行も少子化の要因の一つと考えます。このような状況は全国的に同じ傾向にあると思いますが、その背景について、どのように調査・分析されているもののでしょうか。

事務局（子ども総務課長）

未婚化・晩婚化の進行については、結婚に関する社会的な意識の変化など様々な要因が考えられるところですが、結婚については個人の価値観に拠るところも大きく、一概に現在の状況が好ましくないと言い切れないところもあって、なかなか難しいところがあります。しかしながら、未婚化・晩婚化の結果として生じる少子化の進行に対して手をこまねているわけにはまいりませんので、組織的に多方面にわたる対策を打っていく必要があると考えています。本事業計画に掲載しております各種子育て支援策の充実についても、直接的ではないものの、少子化対策の一つとしての効果を持つものと認識しています。

柴田誠会長

なかなか難しいところと思いますが、市として施策を実施していく以上、なんらかの調査・分析が必要であろうと思います。

讃岐信孝委員

24ページに記載の「施策1-1-5 保育所における教育の充実」についてですが、養護と教育の実践は、どこの保育所でも実施しているのではないかと思います。そうした中で、実績が74.2%、目標が100%というのはどういう意味合いなのでしょう。

事務局（子ども育成課）

この事業の目標指標は、ニーズ調査における保育内容に対する満足度ですので、25年度実績では74.2%であるところを、31年度目標として100%まで上げていきたいということで設定しているものです。

讃岐信孝委員

同じページの「施策1-1-6 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進」ですが、幼児と児童の交流活動については、名称はふれあい入学や体験入学など異なるかもしれませんが、すべての小学校区で実施されていると思います。事業概要では交流機会を拡充するとなっていますが、これは、現時点でさらに発展させていく計画があって、それを踏まえた上での表現なのでしょう。

事務局（子ども総務課長）

当該事業は教育委員会学校教育課が担当ですので、後ほど確認させていただいた上でご報告いたします。

讃岐信孝委員

35ページの「施策2-2-4 保育所の給食を通じた食育支援」ですが、目標指標が給食を摂れない児童の数となっています。保育所ではそのような児童はいないと思うのですが、指標として設定した理由を教えてください。また、事業概要には、アレルギー児などへの対応が記載されていますが、むしろ、こちらこそが保育所に

としては大きなテーマであると思います。近年、アレルギー児が増加している実態がありますので、アレルギー児への対応に関する指標を設定して、それに向けた環境整備や調理員の加配などを考えていくべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

ご指摘の状況については承知しておりますので、目標指標の設定を含めて再度検討させていただきたいと思います。

讃岐信孝委員

40ページの「施策3 - 1 - 3 保育士体験事業の受入れ」について、目標指標が実施施設数で、25年度実績が12施設、31年度目標が6施設となっています。この減少は、他の事業に移行するといった意味合いなののでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

当該事業は、公立保育所における体験事業の受入れということで、民間移行により減となる分を考慮して、31年度目標を6施設と設定しているものです。しかしながら、公立保育所での実施に限定する必要性はありませんので、私立認可保育所ともご相談させていただきながら、スムーズに実施できる方策を検討していきたいと思います。

讃岐信孝委員

施策6 - 1 児童虐待防止対策の充実として、各取組・事業が記載されていますが、この中に、保育所における様々な取組を組み入れることはできないのでしょうか。

事務局（子ども未来センター所長）

ご提案の内容については検討させていただき、次回の会議でご報告いたします。

讃岐信孝委員

施策6 - 5 子育てに係る経済的支援の充実の取組・事業として、保育料を軽減する取組があります。新制度では、保育必要量の区分として標準時間と短時間に区分されます。秋田市の平成27年度教育・保育施設等入所案内に記載されている徴収基準額表を見ますと、標準時間と短時間の保育料の違いは、一番低い場合で210円、一番高い場合で880円となっていて、それほど多くの違いがありません。したがって、短時間の方が1回でも延長保育を利用した場合は、標準時間よりも負担が重くなるという逆転現象が生じてしまうという問題があります。したがって、保育料軽減のあり方についても、従来どおりの形ではなく、このような逆転現象等を踏まえた新たな軽減措置を是非検討させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

まずは、短時間保育の方がどれくらいいるのか、そして、その中で実際に延長保育を利用する方がどれくらいになるのかという実態を把握したいと考えています。その上で、新たな助成制度が必要かどうかの検討に入りたいと思います。

鈴木真喜子委員

まずは実態把握とのことですが、各施設に照会等は行うのでしょうか。それとも、

市で把握している範囲で行うのでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

公立保育所だけではなく、私立認可保育所や認定こども園にも照会し、市全体の実態を把握したいと考えています。

渡辺丈夫委員

移行期においては、短時間保育の方でも標準時間の認定を受けることができる特例があると思います。そのことを考えると、短時間保育の方はそれほど多くなると想定されますので、実態把握にあたってはこの部分をどう整理するかという問題がでてくるのではないのでしょうか。また、短時間保育については、保護者が時間内にお子さんを迎えに来るかどうかという課題もあると思いますので、この点についてもきちんと整理しておくべきではないのでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

初めに、保育必要量の認定における特例についてですが、これは、現に入所している児童を対象を限定したものでありますので、27年度に新たに入園される場合は、短時間と標準時間の区分で認定することになります。次に、保護者の送迎の関係ですが、施設側として悩ましいところがあることは承知しています。この点につきましては、短時間保育の時間帯の設定を各施設の判断に委ねていますので、保護者の送迎時間を考慮した上で設定していただければと考えています。

柴田誠会長

次に、議事の（２）施設認可について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（子ども育成課長）

認可審査の内容に説明に入る前に、前回会議における発言について修正があります。小規模保育事業の認可審査において、讃岐委員から、保育士資格のない保育従事者の取り扱いはどうなるのかというご質問に対して、5年間の経過措置があることからその期間内に対応していく旨回答していたところです。しかしながら、保育士資格のない従事者に対する経過措置の適用はなく、市で速やかに研修を実施する必要があることが把握されました。そのため、来年1月に保育士資格のない小規模保育事業従事者を対象とする研修を実施する予定であり、前回ご審査いただいた事業所の保育士資格のない従事者全員がこの研修を受講予定ですので、認可基準を満たすことを申し添えます。なお、実施する研修は、保育の内容や保護者への対応などの科目について4日間、実習2日間の計6日間を予定しております。

【引き続き、認可審査について資料に基づき事務局説明】

柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

渡辺丈夫委員

小規模保育事業についてですが、連携施設に関する付帯条件が多く、卒園後の受け皿がはっきりしていないという現状だと思います。保育所は空きがなければ入れ

ませんし、市がしっかりと利用調整するということでよろしいでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

連携施設に関しては、31年度までの5年間は設定を求めないことができる経過措置がありますが、現に利用している児童のことですので、市として調整していきたいと思います。

柴田誠会長

付帯条件の確認は、いつまでに行うのでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

ハード面については既に着手しており、3月中旬くらいには整備が終了する予定となっています。それ以外の計画やマニュアルの作成等については、来年2月中には作成していただき、その後、確認に入る予定です。

事務局（子ども総務課長）

付帯条件の確認が終了した際は、ただちに報告いたします。

山崎純委員

小規模保育事業が年度途中で立ちゆかなくなっていて、閉園というケースも考えられなくはないと思います。そのような場合、市が認可した施設ですので、ある程度市の責任も問われるのではないかと思います。このようなケースが生じた場合の対応策について、現時点における考え方をお聞かせください。

事務局（子ども育成課長）

まずは認可審査の際に、社会福祉事業に関する経験の有無や資金関係、土地・建物の確保状況等を十分に確認します。しかしながら、やむを得ず年度途中で事業廃止という状況に至った場合は、認可権者である市として責任を持って対応してまいります。

柴田誠会長

ほかにございませつか。ないようですた、これをもちまして議事を終了します。